

## 鳥取県訓令第7号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和47年鳥取県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（研修の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を習得させるため、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>3 選択研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、職員の希望により、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>部内局（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）</u>、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は<u>職員人材開発センター</u>所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、<u>職員人材開発センター</u>において行う研修をいう。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>（研修の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 階層別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を習得させるため、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>3 選択研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、職員の希望により、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>局（課を置かない場合に限る。）</u>、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は<u>自治研修所</u>所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、<u>自治研修所</u>において行う研修をいう。</p> <p>5及び6 略</p>

#### 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。